

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条 教育認定子ども（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第二十条第四項に規定する支給認定子ども（以下「支給認定子ども」という。）をいう。以下同じ。）に係る支給認定保護者（同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万四千百円</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特</p>	<p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条 教育認定子ども（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第二十条第四項に規定する支給認定子ども（以下「支給認定子ども」という。）をいう。以下同じ。）に係る支給認定保護者（同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万六千百円</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特</p>

定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第六條第二項に規定する要保護者をいう。）その他内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあっては、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万六千三百円）」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（法第二十八條第二項第一号の政令で定める額）

第五條 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八條第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い

定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第六條第二項に規定する要保護者をいう。）その他内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千百円」とあるのは「七千五百五十円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあっては、一万三千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万三千三百円）とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」とあるのは「七千六百五十円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、一万五千円（短時間認定保護者にあっては、一万四千八百円）とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」とあるのは「九千五百五十円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（法第二十八條第二項第一号の政令で定める額）

第五條 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八條第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い

額とする。

一・二 (略)

三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 一万四千百円

四・五 (略)

2・3 (略)

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千元」と、同項第四号中「三千元」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合には、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円」(短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円)」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合には、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

額とする。

一・二 (略)

三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 一万六千百円

四・五 (略)

2・3 (略)

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千百円」とあるのは「七千五百五十円」と、同項第四号中「三千元」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合には、一万三千五百円 (短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円) とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」とあるのは「七千六百五十円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合には、一万五千元 (短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円) とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」とあるのは「九千五百五十円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)

第六条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用保育(同条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万四千円」とあるのは「三千元」と、同項第四号中「三千元」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第三号の政令で定める額)

第七条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用教育(同条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)

第六条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用保育(同条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万六千円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千円」とあるのは「七千五百五十円」と、同項第四号中「三千元」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第三号の政令で定める額)

第七条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用教育(同条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千百円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十九条第三項第二号の政令で定める額)

第九条 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあつては、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万六千百円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千百円」とあるのは「七千五百五十円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十九条第三項第二号の政令で定める額)

第九条 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあつては、一万五千円(短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」とあるのは「九千五百十円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第一号の政令で定める額)

第十条 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)

第十一条 法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用地域型保育(同条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千  
円

四・五 (略)

(法第三十条第二項第一号の政令で定める額)

第十条 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、一万五千円(短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」とあるのは「九千五百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)

第十一条 法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用地域型保育(同条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万六千  
円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千元」と、同項第四号中「三千元」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第三号の政令で定める額)

第十二条 (略)

2 (略)

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前二項の規定の適用については、第一項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあつては、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円 (短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円)」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円 (短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千百円」とあるのは「七千五百五十円」と、同項第四号中「三千元」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第三号の政令で定める額)

第十二条 (略)

2 (略)

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前二項の規定の適用については、第一項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあつては、一万三千五百円 (短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円)とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」とあるのは「七千六百五十円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、一万五千円 (短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」とあるのは「九千五百五十円」と、同項第七号中「九千円」と

(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)

第十三条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育(同条第一項第四号に規定する特例保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千百

円

四・五 (略)

2・3 (略)

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあつては、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円)」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第

あるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)

第十三条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育(同条第一項第四号に規定する特例保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万六千百

円

四・五 (略)

2・3 (略)

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千百円」とあるのは「七千五百五十円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあつては、一万三千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円)とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」とある



五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例）

第十四条の二 特定被監護者等（支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この項及び附則第十七条の二において同じ。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）に関する法第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が七万七千一百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満）であるときは、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

のは「七千六百五十円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、一万五千円（短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円）とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」とあるのは「九千五百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例）

第十四条の二 特定被監護者等（支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この項及び附則第十七条の二において同じ。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）に関する法第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が七万七千一百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満）であるときは、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイ又はロに掲げる支給認定子ども 当該特定教育・保育等に関して第四条から第七条まで及び第九条から第十三条までの規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額（第四条第一項第四号及び第二項第七号、第六条第一項第四号、第七条第一項第四号、第九条第一項第七号、第十一条第一項第四号、第十二条第一項第七号並びに第十三条第一項第四号及び第二項第七号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、零）

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 零

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ハ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

一 次のイ又はロに掲げる支給認定子ども 当該特定教育・保育等に関して第四条から第七条まで及び第九条から第十三条までの規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 零

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ハ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

(法第七十条の政令で定める拠出金率)

第二十七条 法第七十条第二項の拠出金率は、千分の二・三とする。

附則

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例)

第十七条の二 第十四条の二第一項、第二項(第一号、第三号、第六号及び第八号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、特定被監護者等が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る同条第一項各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育(同条第二項第一号に掲げるものに限る。)、特別利用保育、特別利用地域型保育又は特例保育(同条第二項第八号に掲げるものに限る。)に関する法附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「七万七千一百円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満)」とあるのは「七万七千一百円未満」と、「第四条から第七条まで及び第九条から前条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条、附則第十六条において準用する第十三条及び附則第十七条において

(法第七十条の政令で定める拠出金率)

第二十七条 法第七十条第二項の拠出金率は、千分の二・〇とする。

附則

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例)

第十七条の二 第十四条の二第一項、第二項(第一号、第三号、第六号及び第八号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、特定被監護者等が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る同条第一項各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育(同条第二項第一号に掲げるものに限る。)、特別利用保育、特別利用地域型保育又は特例保育(同条第二項第八号に掲げるものに限る。)に関する法附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「七万七千一百円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満)」とあるのは「七万七千一百円未満」と、「第四条から第七条まで及び第九条から前条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条、附則第十六条において準用する第十三条及び附則第十七条において

準用する前条」と、同項第一号中「第四条から第七条まで及び第九条から第十三条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条及び附則第十六条において準用する第十三条」と、「第四条第一項第四号及び第二項第七号、第六条第一項第四号、第七条第一項第四号、第九条第一項第七号、第十一条第一項第四号、第十二条第一項第七号並びに第十三条第一項第四号及び第二項第七号」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条第一項第四号、附則第十四条において準用する第六条第一項第四号、附則第十五条において準用する第十一条第一項第四号及び附則第十六条において準用する第十三条第一項第四号」と、同条第二項第一号中「第四条第一項第二号」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条第一項第二号」と、同項第三号中「第六条第一項第二号」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条第一項第二号」と、同項第六号中「第十一条第一項第二号」と、同項第八号中「第十三条第一項第二号」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条第一項第二号」と、同条第三項中「七万七千一百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満）」とあるのは「七万七千一百円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該各号に定める額」とあるのは「当該各号に定める額」とあるのは「と読み替えるものとする。

準用する前条」と、同項第一号中「第四条から第七条まで及び第九条から第十三条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条及び附則第十六条において準用する第十三条」と、同条第二項第一号中「第四条第一項第二号」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条第一項第二号」と、同項第三号中「第六条第一項第二号」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条第一項第二号」と、同項第六号中「第十一条第一項第二号」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条第一項第二号」と、同項第八号中「第十三条第一項第二号」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条第一項第二号」と、同条第三項中「七万七千一百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満）」とあるのは「七万七千一百円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「と読み替えるものとする。